

国道220号の通行規制について

日頃より、道路行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

9月20日台風16号により流失した『磯脇橋（垂水市牛根麓）』につきましては、応急対策として、仮橋設置工事により通行を確保したところですが、今後台風や豪雨等により仮橋の通行が危険と判断される場合、下記のとおり通行規制（通行止め）を実施しますのでお知らせします。

なお、通行止めを実施する場合は、記者発表や大隅河川国道事務所ホームページでお知らせするとともに、垂水市内におきましては、垂水市役所ご協力のもと防災ラジオでお知らせいたします。

また、垂水市牛根境地区におきましては、従前から大雨や台風による土砂崩れや落石等から道路を利用する皆様の安全を確保するため、規制基準を定め通行規制（通行止め）を実施することとしています。

記

1. 規制箇所

- ①磯脇橋（仮橋） 垂水市牛根麓
- ②事前通行規制区間 垂水市二川浮津～垂水市牛根境 延長3.8km

2. 通行止めの判断基準

- ①の区間 豪雨等により通行が危険と判断される場合
- ②の区間 連続雨量が200mmを超過した場合

※上記の区間以外においても、台風16号により国道への土砂流出等が発生しています。豪雨等異常気象時に通行の際は、十分ご注意ください。



問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所

副所長（道路） 鈴木（内線205） 道路管理課長 谷口（内線431）

電話0994(65)2997 FAX0994(65)4216 HP <http://www.qsr.mlit.go.jp/osumi/>